

山梨県公報

第二百七十六号

令和四年

四月十四日

木曜日

目次

○都市計画事業の事業計画の変更認可	一五五
○手数料の収納事務の委託	一五五
○落札者の決定について	一五五
○一般競争入札について	一五六
○土地改良区役員の退任及び就任	一五七
○開発行為に関する工事の完了について	一五八
人事委員会	
○令和四年度山梨県警察官採用試験(春季試験)の第一次試験試験会場の決定について	一五九
公安委員会	
○技能検定員等審査の実施	一五九

告示

山梨県告示第百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年四月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 富士川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士川都市計画及び市川三郷都市計画下水道事業富士川町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年十二月十日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 取用の部分 昭和六十二年山梨県告示第四百四十号、平成三年山梨県告示第七十六号、平成四年山梨県告示第四百四十四号、平成六年山梨県告示第四百七十二号、平成十年山梨県告示第七十八号、平成十年山梨県告示第七十九号、平成十二年山梨県告示第三百六十号、平成十五年山梨県告示第六十一号、平成十五年山梨県告示第二百四十三号、平成十六年山梨県告示第二百四十二号、平成十八年山梨県告示第六十六号、平成十八年山梨県告示第五百九十六号、平成二十年山梨県告示第六十五号、平成二十年山梨県告示第六十七号、平成二十一年山梨県告示第八十五号、平成二十二年山梨県告示第三十一号、平成二十三年山梨県告示第六十六号、平成二十五年山梨県告示第四十号、平成二十七年山梨県告示第一百十九号及び令和二年山梨県告示第十六号の事業地に富士川町大字長澤字延命及び字甘騎、大字天神中条字東原、字天神廻、字南原及び字甘騎、大字青柳町字戸川添並びに大字最勝寺字甘騎の各地方内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第百二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

令和四年四月十四日

- 一 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料
- 三 委託の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

公告

●落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年四月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
- (一) 名称 山梨県庁構内LED照明機器
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県総務部資産活用課庁舎管理室
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年三月二十九日
- 四 落札者
- (一) 名称 三菱HCキャピタル株式会社
- (二) 住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 落札金額 二億三千万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年二月十七日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年四月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 役務の名称及び数量
- (一) 名称 ディスプレイ等機器整備業務委託
- (二) 数量 一式
- 2 役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 契約締結日から令和四年十一月三十日まで
- 4 履行場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格

のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- 2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第 二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)
- 4 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期
- (一) 申請書を持参で提出する場合 この公告の日の翌日から令和四年五月十日(火)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める(火)まで(以下「県の休日」という。)を除く。)
- (二) 申請書を郵送で提出する場合 令和四年五月十日(火)午後五時まで
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和四年五月九日(月)まで(県の休日を除く。)(の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。)
- 2 入札説明書の交付方法
- (一) この公告の日の翌日から令和四年五月九日(月)まで(県の休日を除く。)(の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六8(三)の間合

せ先に電話連絡すること。

- (一) 以外の方法による交付を希望する場合は、令和四年五月二日（月）午前十時までに六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。
 - 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
 - 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和四年五月二十四日（火）午後一時三十分
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム
 - 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和四年五月二十日（金）午後五時までに到着するように送付すること。
 - 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
 - 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 最低制限価格の有無 無
 - 6 前払金の有無 無
 - 7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三一から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二二三―一四一九）

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Supplement and Establishment of Displays etc. 1 set

2 Date and time for tender: 1:30PM May 24, 2022

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和四年四月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	深沢辰志	南アルプス市有野二千八百五十四番地一	令和四年三月三十一日
同	望月一夫	南アルプス市飯野新田七百五十九番地	同
同	飯田裕彦	南アルプス市築山二百七番地一	同
同	飯田照男	南アルプス市飯野新田九百三十二番地	同

同	理事	役職名	同	同	同	同	同	同	同	同	同
飯田照男	河村賢司	氏名	齋藤孝	石原博道	伊藤均	堀田敏朗	清水忠広	浅利武仁	佐々木公夫	河村賢司	同
南アルプス市飯野新田九百三十二番地	南アルプス市有野五百六十一番地	住所	南アルプス市有野三千八百二十五番地	南アルプス市飯野新田九百四十五番地	南アルプス市有野千二百七十二番地	南アルプス市飯野新田六十九番地二	南アルプス市有野千二百一十一番地	南アルプス市飯野新田千六十八番地	南アルプス市築山二百二十七番地	南アルプス市有野五百六十一番地	同
同	令和四年四月一日	就任年月日	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
齋藤孝	中嶋義幸	川村正雄	井上中	仲川芳治	有野俊光	佐々木公夫	清水忠広	浅利武仁	飯田裕彦	同	同
南アルプス市有野三千八百二十五番地	南アルプス市飯野新田千五百五十五番地	南アルプス市有野六百六十一番地	南アルプス市有野二千五百五十六番地三	南アルプス市飯野新田六百四十四番地	南アルプス市有野千二百九十七番地一	南アルプス市築山二百二十七番地	南アルプス市有野千二百一十一番地	南アルプス市飯野新田千六十八番地	南アルプス市築山二百七番地一	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

令和四年四月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南巨摩郡富士川町大柵字宿東二百八十八、二百八十九の一、三百の一、三百の二、三百一の一、三百一の二、三百一の四、三百一の五、三百二の一、三百三の一、三百三の二、三百四の一、三百四の二、三百四の三、三百四の四、三百十五の三及び道の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市宝二丁目二十一番二十九号 山梨トヨタ自動車株式会社 代表取締役 佐々木 宏明

人事委員会

● 令和四年度山梨県警察官採用試験（春季試験）の第一次試験試験会場の決定について

令和四年度山梨県警察官採用試験（春季試験）の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

令和四年四月十四日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

区分	試験日	試験会場
第一次試験	令和四年五月八日（日） （受付時間）午前八時三十分から午前八時五十分まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目四番五号）

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能

検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和四年四月十四日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所

1 審査日時 令和四年五月十七日（火）から同月二十日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間 令和四年五月九日（月）から同月十三日（金）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許
一万二千四百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課
(電話〇五五―二八五―〇五三三(内線五九二))に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す
るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けよう
とする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又
は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申
請すること。